

平成31年3月27日
健康推進課平成30年度文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会兼
文京区地域包括ケア推進委員会医療介護連携専門部会の取組みについて（案）

1 部会概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（法律第83号）において、介護保険事業計画及び医療計画の整合性や医療・介護連携推進の取組みが求められたことから、文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会と文京区地域包括ケア推進委員会医療介護連携専門部会の委員構成を同一とし、両部会を兼ねた会議体とした。

本部会で、在宅医療と介護の連携に関する地域の現状把握や課題の抽出、その対応策等について検討を行っている。

2 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・「文京かかりつけマップ」及び「医療機関情報検索システム」について ・かかりつけ医・在宅療養相談窓口事業の実績について
第2回	平成30年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・文京区の「認知症施策」について ・「文京かかりつけマップ」及び「医療機関情報検索システム」の進捗状況について
第3回	平成31年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「文京かかりつけマップ」及び「医療機関情報検索システム」について ・平成30年度在宅医療検討部会兼医療介護連携専門部会の取組みについて ・文の京フレイル予防プロジェクトの実施について

3 構成委員

別紙1のとおり

4 検討内容について

介護保険法に規定の「在宅医療・介護連携推進事業（別紙2）」に基づいて、協議及び検討を行った。

(1) 「文京かかりつけマップ」の作成及び「医療機関情報検索システム」の構築

区民が必要な医療等を確保できるよう区内医療機関（病院、医科・歯科診療所、薬局）の内容・所在地等を周知するため「文京かかりつけマップ」の作成及び「医療機関情報検索システム」を構築した。作成及び構築にあたり、文京かかりつけマップ等検討部会を設置し、具体的な内容を検討した。

「文京かかりつけマップ」は、区施設、各師会加入機関、区内大学病院・都立病院等で配布し、「医療機関情報検索システム」は平成31年12月より運用を開始した。

文京区地域医療連携推進協議会在宅医療検討部会 兼
 文京区地域包括ケア推進委員会医療介護連携専門部会名簿

平成30年 7月13日現在

No.	役職	氏名	団体名等
1	部会長	田城 孝雄	放送大学 教授
2	委員	英 裕雄	全国在宅医療推進協会 理事
3	委員	加藤 裕昭	一般社団法人小石川医師会 理事
4	委員	石川 みづえ	一般社団法人文京区医師会
5	委員	野村 茂樹	一般社団法人東京都文京区小石川歯科医師会 担当理事
6	委員	藤田 良治	一般社団法人東京都文京区歯科医師会 副会長
7	委員	川又 靖則	一般社団法人文京区薬剤師会 理事
8	委員	安部 節美	日本医科大学付属病院 看護師長
9	委員	角田 由美子	東京医科歯科大学医学部附属病院 看護師長
10	委員	宮本 千恵美	順天堂大学医学部附属順天堂医院 師長
11	委員	高梨 陽子	東京大学医学部附属病院 看護師長
12	委員	畠中 敏江	がん・感染症センター都立駒込病院 看護師長
13	委員	吉田 勝俊	一般財団法人慈愛病院 院長
14	委員	溝尾 朗	JCHO東京新宿メディカルセンター 内科部長・院長補佐 地域連携・総合相談センター統括責任者
15	委員	中根 綾子	東京医科歯科大学歯学部附属病院 摂食嚥下リハビリテーション外来 外来医長
16	委員	内田 美行	一般社団法人東京在宅看護協和会 訪問看護ステーションきょうわ 所長
17	委員	足達 淑子	東京医科歯科大学歯学部附属病院 歯科衛生保健部長
18	委員	中谷 伸夫	高齢者あんしん相談センター本富士 センター長
19	委員	新堀 季之	高齢者あんしん相談センター駒込 センター長
20	委員	名取 芳子	文京区かかりつけ医・在宅療養相談窓口
21	委員	飯塚 しのぶ	株式会社ケアワーク弥生 支援部管理者
22	委員	森岡 加奈絵	有限会社あゆみ介護文京 代表取締役
23	委員	中川 貞子	有限会社トチギ介護サービス 介護支援専門員
24	委員	井関 美加	株式会社中和 音羽介護サービス 主任介護支援専門員

敬称略

任期；平成29年7月24日から平成31年7月23日まで

在宅医療・介護連携推進事業の具体的取組について

- 本事業の円滑な実施のため、市区町村の行政組織内で、在宅医療・介護連携の推進に関する業務についての担当部署を決定し、市区町村が主体的に協議を進め、取組を実施していくことが重要。
- 地域の実情やそれぞれの取組の専門性に鑑みて、(ア)から(ク)のそれぞれについて、委託が可能であるが、委託する場合においても、市区町村が、在宅医療・介護連携推進事業の全体の取組を管理・調整していくことが必要。
- 本事業を推進するにあたっては、市区町村が、その取組の開始前から、地域における医療・介護関係者と連携して行うことが重要。また、本事業の取組における成果物の周知等においても、医療関係者への周知は郡市区医師会等、介護関係者への周知には地域包括支援センター等の協力を得ながら、幅広く関与していくことが重要。
- また、本事業の取組については、複数の市区町村による実施が効果的・効率的であると考えられる場合は、共同実施が可能。

● 在宅医療・介護連携 推進事業の事業項目

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
(イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討	(カ) 医療・介護関係者の研修
(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	(キ) 地域住民への普及啓発
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援	(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(参考) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による改正後の介護保険法

第115条の45第2項

市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三 (略)

四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

五、六 (略)

第115条の45の10

- 1 市町村は、第115条の45第2項第4号に掲げる事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができる。
- 2 市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、市町村が行う第115条の45第2項第4号に掲げる事業に関し、情報の提供その他市町村に対する必要な協力をすることができる。

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討